平成２６年（フ）第３８２号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目４番62号
債務者　早川　光男
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３８８号
千葉県柏市新逆井２丁目７番17―13号
債務者　石井　俊子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４８号
北九州市小倉北区大門２丁目５番７―601号
債務者　小川さち子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２号
栃木県真岡市熊倉２丁目23番地２　マイルドハイツ101号
債務者　菊池由美子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第１１２４号
名古屋市千種区萱場２丁目５番25号　萱場団地307号
債務者　手島　浩介
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６２号
名古屋市中川区下之一色町字操出12番地の２ラ・ラ・キャメロン102号
債務者　北村愛里紗（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８６号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘１棟107号
債務者　古庄　末幸
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３３号
愛知県春日井市牛山町1844番地４　シャトル平成201号
債務者　西村　雅之（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３４号
愛知県春日井市妙慶町３丁目62　有料老人ホーム四季彩勝川、住民票上の住所愛知県春日井市味美町１丁目125番地３
債務者　石川　弘幸
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２号
広島県福山市新涯町３丁目５番５号
債務者　押川　里香
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６６号
広島県福山市沖野上町４丁目７番８号　沖野上ハイツＡ201
債務者　中村　育美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６９号
広島県福山市御幸町大字下岩成1127番地
債務者　谷本　圭祐
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１７９号
広島県福山市芦田町大字福田703番地７
債務者　山本　惠子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４１９号
北九州市小倉南区中曽根６丁目６番４号Ａ―202
債務者　赤瀬　聖沙
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４２９号
北九州市八幡西区紅梅４丁目10番９―203号
債務者　本田　幸惠
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４４９号
北九州市小倉北区片野３丁目９番８号　小倉荘51号
債務者　遠藤　隆子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２１０号
愛知県春日井市小野町６丁目８番地　竹花ハイツ104号
債務者　横山さなえ
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部